



<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>回パトロールや保守点検等は除く)。</p> <p>(6) 現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。</p> <p>(7) 受注者希望方式 受注者が工事契約後、工事着手前（総合施工計画書提出前）までに週休2日の実施について、監督員（発注者）と協議したうえで取り組む方式。</p> <p>(8) 発注者指定方式 発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式</p> <p style="text-align: right;">要領に記載があるため削除</p> <p>3 対象工事 災害復旧工事等を除く、福島県土木部が執行及び受託する全ての建築・設備工事を試行の対象とする。</p> <p style="text-align: right;">要領に記載があるため削除</p>
<p><u>2 補正対象（試行要領4関係）</u></p> <p>(1) 補正の対象とする工事</p> <p>ア 発注者指定型においては、発注者が予め週休2日に取り組むことを指定する工事。</p> <p>イ 受注者希望型においては、受注者より週休2日に取り組む旨の協議があり、発注者の意向も含め協議が整った場合。 分離発注等関連工事があるときは、発注単位で取り組むかどうかを協議することができる。（全ての合意が無くても協議可能）</p> <p><u>(2) 発注者指定型において、補正の対象としない工事</u></p> <p>ア 取組の結果、4週6休に満たない場合。</p> <p><u>(3) 受注者希望型において、補正の対象としない工事</u></p> <p>ア (1) イを満たさない場合。</p> <p>イ 取組の結果、4週6休に満たない場合。</p> <p>_____</p> <p>(4) いずれの方式においても分離発注の場合で、現場閉所（現場休息）率が同一でなくとも、それぞれの補正の割合を対象とする。また、発注工事のいずれかが4週6休に満たなかった場合でも、他の発注工事は現場閉所（現場休息）率に応じて補正の対象とする。</p> <p><u>3 工事費の積算方法（試行要領5関係）</u></p> <p>週休2日促進工事において、現場閉所（現場休息）の状況に応じて、「4 単価の補正方法等」に基づき労務費を補正した複合単価及び市場単価等により、予定価格のもととなる工事費の積算を行う。</p> <p><u>4 単価の補正方法等（試行要領5関係）</u></p> <p>工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。</p>	<p>4 補正対象</p> <p>(1) 補正の対象とする工事</p> <p>ア 受注者希望方式においては、受注者より週休2日に取り組む旨の協議があり、発注者の意向も含め協議が整った場合。 分離発注等関連工事があるときは、発注単位で取り組むかどうかを協議することができる。（全ての合意が無くても協議可能）</p> <p>イ 発注者指定方式においては、発注者が予め週休2日に取り組むことを指定する工事。</p> <p style="text-align: right;">アに移動</p> <p><u>(2) 受注者希望方式において、補正の対象としない工事</u></p> <p>ア (1) アを満たさない場合</p> <p>イ 取組みの結果、4週6休に満たない場合</p> <p><u>(3) 発注者指定方式において、補正の対象としない工事</u> (2)に移動</p> <p>ア 取組の結果、4週6休に満たない場合。</p> <p>(4) いずれの方式においても分離発注の場合で、現場閉所（現場休息）率が同一でなくとも、それぞれの補正の割合を対象とする。また、発注工事のいずれかが4週6休以上に達成しなかった場合でも、他の発注工事が達成していれば、その発注工事は補正の対象とする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>5 単価の補正方法等</u></p> <p>工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。</p>





(受注者の責によらない場合を除く)が該当するため、「d」判定とする。

イ 第2評定者考査項目 別紙-2②-1  
(省略)

8 実施証明書 (試行要領8関係)

(省略)

表1～表3 (省略)

表4 建築工事 市場単価等 基準補正単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
(省略)							

※市場単価 (物価資料の緑色のページ部分の単価) : 市場単価及び補正市場単価の掲載価格の補正率を示す。

物価資料 (物価資料の緑色以外 (茶色) のページ部分の単価) : 物価資料の掲載価格の補正率を示す。

上記の記載が無い項目は、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表5 電気工事 市場単価等 基準補正単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ボックス	(省略)					
	(省略)						
配線工事	(省略)						
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	(省略)					

表6 機械工事 市場単価等 基準補正単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	(省略)					
	(省略)						
ダクト設備	(省略)						

「d」判定とする。

(2) 第2評定者考査項目 別紙-2②  
(省略)

ただし、受注者の責によらない場合は、この限りではない。(2)後半に移動

1.1 実施証明書

(省略)

表1～表3 (省略)

表4 建築工事 市場単価 基準補正単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
(省略)							

※市場単価 : 物価資料の緑色のページ部分の単価

物価資料 : 物価資料の緑色以外 (茶色) のページ部分の単価

表5 電気工事 市場単価 基準補正単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線び 同ボックス	(省略)					
	(省略)						
配線工事	(省略)						
接地極工事	銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	(省略)					

表6 機械工事 市場単価 基準補正単価の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用	(省略)					
	ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト工事	(省略)						

ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	(省略)
衛生器具設 備(ユニット除 く)	(省略)	

附 則  
 この運用は、平成30年5月1日から適用する。  
 この運用は、平成31年4月1日から適用する。  
 この運用は、令和2年10月15日から適用する。  
 この運用は、令和3年4月1日から適用する。  
 この運用は、令和4年4月1日から適用する。  
この運用は、令和5年4月1日から適用する。

ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	(省略)
衛生器具	(省略)	

附 則  
 この運用は、平成30年5月1日から適用する。  
 この運用は、平成31年4月1日から適用する。  
 この運用は、令和2年10月15日から適用する。  
 この運用は、令和3年4月1日から適用する。  
 この運用は、令和4年4月1日から適用する。

---